

# 農業用軽油引取税免税証等の一括申請 取りまとめ販売店のみなさまへ

令和6年3月31日までとされている軽油引取税における免税軽油の特例措置の延長について、今後国会で審議される見通しです。

ただし、状況によっては、延長とされない場合もありますので、ご留意願います。

## ○ 免税証の有効期間について

令和6年3月末までに交付する免税証は、免税軽油の特例措置が延長された場合には、令和6年10月31日まで有効となります。

### (免税証の表記内容)



この免税証は、免税軽油の特例措置が延長された場合は、令和6年10月31日まで有効

「R6. 3. 31 まで有効」の表示



### 免税軽油に関する問い合わせ先

(ご不明な点は、最寄りの地域振興局県税部または県庁税務課までお問い合わせください。)

新発田地域振興局県税部	0254-26-9122	南魚沼地域振興局県税部	025-772-2663
村上収税課	0254-52-7922	十日町収税課	025-757-5513
新潟地域振興局県税部	025-273-3145	上越地域振興局県税部	025-526-9308
新津収税課	0250-24-7126	糸魚川収税課	025-553-1849
三条収税課	0256-36-2212	新潟県庁税務課	025-280-5048
佐渡収税課	0259-74-3310		
長岡地域振興局県税部	0258-38-2508		
柏崎収税課	0257-21-6222		